

# 鳥取県設計業務等委託料算定基準

令和7年3月

## 目 次

|  |    |
|--|----|
| 第1章 設計業務委託料の算定                                       | 2  |
| 1. 基本事項  |    |
| 2. 設計業務委託料の算定  |    |
| 3. 設計業務等委託料の積算に関する事項                                 |    |
| 第2章 業務人・時間数の積算方法                                     | 7  |
| 1. 共通  |    |
| 2. 設計業務に関する算定方法1（床面積に基づく積算方法）                        |    |
| 3. 設計業務に関する算定方法2（図面目録に基づく算定方法）                       |    |
| 4. 耐震改修設計に関する算定方法（床面積に基づく算定方法）                       |    |
| 5. 設計意図伝達業務に関する算定方法                                  |    |
| 6. 工事監理業務に関する算定方法                                    |    |
| 7. 耐震診断業務に関する算定方法                                    |    |
| 8. 建築解体設計業務委託料及び解体工事監理業務委託料の算定方法                     |    |
| 9. 解体工事監理業務委託料の算定方法                                  |    |
| 10. 地質調査業務委託料の算定方法                                   |    |
| 11. 地盤変動影響調査業務委託料の算定方法                               |    |
| 第3章 対象外業務率の考え方                                       | 23 |
| 1. 対象外業務率を設定できる条件                                    |    |
| 2. 対象外業務率の設定の考え方                                     |    |
| 別表   | 24 |
| 1-1 建築物の類型による一般業務に係る標準業務人・時間数の算出に係る係数                |    |
| 1-2 耐震改修設計に関する構造に係る一般業務のうち設計意図伝達業務を除いた業務に係る標準業務人・時間数 |    |
| 1-3 耐震診断一般業務に係る標準業務人・時間数                             |    |
| 2-1 改修工事の設計に係る図面1枚毎の複雑度                              |    |
| 2-2 設計業務に関する業務細分率                                    |    |
| 2-3 工事監理業務に関する業務細分率                                  |    |
| 2-4 設計業務に関する項目別対象外業務率                                |    |
| 2-5 工事監理業務に関する項目別対象外業務率                              |    |
| 参考   | 29 |
| 参考-1 建築物の類型（平成31年国土交通省告示第98号別添第二による建築物の分類）           |    |
| 参考-2 難易度係数の考え方                                       |    |
| 参考-3 図面の難易度一覧  |    |

# 第1章 設計業務委託料の算定

## 1. 基本事項

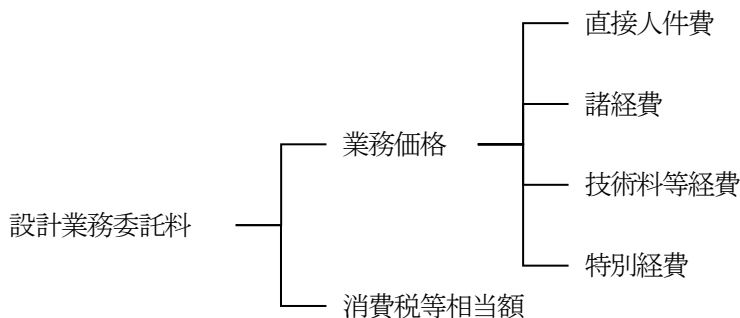
この章で示す基準は、鳥取県が発注する公共建築物の工事に係る基本設計及び実施設計（設計意図伝達業務を含む。）を外注する場合の設計業務委託料の積算の標準的な方法について、令和6年国土交通省告示第8号の考え方にに基づき必要な事項を定める。

この場合において、直接人件費、諸経費、技術料等経費及び特別経費には消費税等に相当する額は含まないものとする。

## 2. 設計業務委託料の算定

### 2.1 設計業務委託料の構成

設計業務委託料の構成は次のとおりとし、下記の式により積算する。



### 2.2 設計業務委託料を構成する費用の内容

#### (1) 直接人件費

直接人件費は、設計業務等に直接従事する者のそれぞれについての当該業務に関して必要となる給与、諸手当、賞与、退職給与、法定保険料等の人件費の1時間当たりの額に当該業務に従事する延べ時間数を乗じて得た額の総和とする。

#### (2) 諸経費

諸経費は、設計業務等の履行に当たって通常必要となる直接人件費以外の経費であって直接経費と間接経費で構成される。

##### ア 直接経費

直接経費は、成果図書等の印刷製本費、複写費、交通費等設計業務に関して直接必要となる費用（特別経費を除く。）の合計額とする。

##### イ 間接経費

間接経費は、建築士事務所を管理運営していくために必要な人件費、研究調査費、研修費、減価償却費、通信費、消耗品費等の費用（直接人件費、特別経費及び直接経費を除く。）のうち、当該業務に関して必要となる費用の合計額とする。

#### (3) 技術料等経費

技術料等経費は、設計業務において発揮される技術力、創造力等の対価として支払われる費用とする。

(4) 特別経費

特別経費は、特許使用料その他の発注者の特別の依頼に基づいて必要となる費用及び設計等の業務に附随して行う検査を第三者に委託する場合における当該検査に係る費用の合計とする。

(5) 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき、設計業務に課される消費税等の額とする。

2. 3 設計業務等委託料の積算

設計業務等委託料は次式により積算する。

$$\begin{aligned} \text{(設計業務等委託料)} &= \text{(直接人件費)} + \text{(諸経費)} + \text{(技術料等経費)} \\ &\quad + \text{(特別経費)} + \text{(消費税等相当額)} \\ &= \text{(業務価格)} + \text{(消費税等相当額)} \end{aligned}$$

2. 4 設計業務等委託料を構成する費用の算定

(1) 直接人件費

直接人件費は、当該委託業務に直接従事する技術者の業務人・時間数に、当該技術者の業務能力（技術力、業務処理能力等）に応じた直接人件費単価を乗じたものの総和とし、次式により算定する。

$$\text{(直接人件費)} = \Sigma \{ \text{(業務人・時間数)} \times \text{(直接人件費単価)} \}$$

(2) 諸経費

諸経費は、次式により算定する。

$$\text{(諸経費)} = \text{(直接人件費)} \times \text{(諸経费率)}$$

(3) 技術料等経費

技術料等経費は、次式により算定する。

$$\text{(技術料等経費)} = \{ \text{(直接人件費)} + \text{(諸経費)} \} \times \text{(技術料等経费率)}$$

(4) 特別経費

特別経費は、業務内容の実態に応じて算定する。

(5) 消費税等相当額

消費税等相当額は、次式により算定する。

$$\text{(消費税等相当額)} = \text{(業務価格)}^{*} \times \text{(消費税等率)}$$

※業務価格のうち、課税対象分とする。

### 3. 設計業務等委託料の積算に関する事項

#### 3. 1 業務人・時間数

(1) 公共建築設計業務委託共通仕様書（以下「設計業務共通仕様書」という。）を適用して設計に関する業務（以下「設計業務」という。）を委託する場合、直接人件費の算定に用いる業務人・時間数は、一般業務（設計業務共通仕様書第2章（1）に規定する一般業務をいう。以下同じ。）及び追加業務（設計業務共通仕様書第2章（2）に規定する追加業務をいう。以下同じ。）の実施のために必要となる業務人・時間数とする。

なお、(イ)に掲げる業務は一般業務の範囲に含まれ、(ロ)及び(ハ)に例示する業務は追加業務の範囲となるものとする。

##### (イ) 一般業務に含まれる業務

- ・委託業務の履行にあたって、設計内容の説明等に用いる資料等の作成（簡易な透視図、日影図及び各種技術資料を含む。）
- ・計画通知（建築基準関係規定（みなし規定を含む。）等に係る法令・条例に関する許認可等を含む。）に係る関係機関との打合せ、申請図書及び書類の作成、指摘事項への対応（質疑応答、書類の修正等）等に係る業務（申請手続及びこれに付随する詳細協議は除く。）
- ・工事費概算書の作成

##### (ロ) 第2章2. 設計業務に関する算定方法1（床面積に基づく算定方法）による場合の追加業務となる業務の例

- ・積算業務（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積収集、見積検討資料の作成）
- ・透視図作成等
- ・模型製作等
- ・計画通知（建築基準関係規定（みなし規定を含む。）等に係る法令・条例に関する許認可等を含む。）に関する手続及びこれに付随する詳細協議
- ・各種法令・条例（建築基準関係規定（みなし規定を含む。）に係る法令・条例を除く。）に関する事前協議、申請図書及び資料の作成、手続及びこれに付随する詳細協議
- ・市町村指導要綱による中高層建築物の届出書の作成及び申請手続業務（標識看板の作成、設置報告書の届出）
- ・防災計画評定又は防災性能評定に関する資料の作成及び申請手続業務
- ・リサイクル計画書の作成
- ・概略工事工程表の作成
- ・営繕事業広報ポスターの作成
- ・災害応急対策活動に必要な施設その他特別な性能、機能、設備等を有する官庁施設の設計等における特別な検討及び資料の作成（建築非構造部材の耐震安全性に関する特別な検討、特殊な設備機器を有する室の設計に係る特別な検討等）
- ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る業務
- ・建築物総合環境性能評価システム(CASBEE)による評価に係る業務
- ・官庁施設の計画から建設、運用、廃棄に至るまでのライフサイクルを通じた二酸化炭素排出量等を用いて行う総合的な環境保全性能の評価業務
- ・都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の作成に係る業務
- ・実験設備に係る検討
- ・内部雷保護設備に係る検討
- ・構内情報通信網設備に係る検討
- ・音声誘導設備に係る検討
- ・排水処理設備に係る検討
- ・雨水・排水再利用設備に係る検討
- ・蓄熱システムに係る検討

- ・雪冷房設備に係る検討
- (ハ) **第2章3.** 設計業務に関する算定方法2 (図面目録に基づく算定方法) 及び**4.** 耐震改修設計に関する算定方法 (床面積に基づく算定方法) による場合の追加業務となる業務の例
- (ロ) のほか、次に掲げる業務とする。
- ・既存の建築物の設計図書 (建築物の建築工事の実施のために必要な図面 (現寸図その他これに類するものを除く。) 及び仕様書をいう。以下同じ。) が現存しない場合における改修工事の設計に必要な設計図書の復元に係る業務
  - ・耐震改修設計に係る成果図書に関する専門機関による評価の取得に係る業務
  - ・建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第1項に規定する建築物の耐震改修の計画の作成に係る業務
- (2) 耐震診断 (建築物の耐震改修の促進に関する法律 (平成7年法律第123号) 第2条第1項に規定する耐震診断をいう。) に関する業務 (以下「耐震診断業務」という。) を委託する場合、直接人件費の算定に用いる業務人・時間数は、平成27年国土交通省告示第670号別添一第1項に掲げるもの (以下「耐震診断一般業務」という。) 並びに契約書、質問回答書、現場説明書、別冊の図面、特記仕様書及び共通仕様書 (以下「契約図書」という。) 等に定められ、耐震診断一般業務に含まれない業務 (以下「耐震診断追加業務」という。) の実施のために必要となる業務人・時間数とする。
- なお、次に例示する業務は耐震診断追加業務の範囲となるものとする。
- ・既存の建築物の設計図書が現存しない場合における耐震診断に必要な設計図書の復元に係る業務
  - ・非構造部材及び設備機器の耐震診断に係る業務
  - ・実地調査において建築物の現況が設計図書等と整合していないこと、石綿を含有する被覆材が使用されていること、建築材料の劣化状況が著しいこと等が判明した場合における当該実地調査に追加的に行う調査に係る業務
  - ・木造の建築物における白蟻による被害に関する調査に係る業務
  - ・耐震診断の結果に関する専門機関による評価の取得に係る業務
  - ・建築関係法令への適合性の確認に係る業務 (耐震診断一般業務に係る業務内容を除く。)
- (3) 公共建築工事監理業務委託共通仕様書 (以下「工事監理業務共通仕様書」という。) を適用して工事監理に関する業務 (以下「工事監理業務」という。) を委託する場合、直接人件費の算定に用いる業務人・時間数は、一般業務 (工事監理業務共通仕様書第2章2. 1に規定する一般業務をいう。以下同じ。) 及び追加業務 (工事監理業務共通仕様書第2章2. 2に規定する追加業務をいう。以下同じ。) の実施のために必要となる業務人・時間数とする。
- なお、次に例示する業務は、追加業務の範囲となるものとする。
- ・完成図の確認
  - ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る業務
  - ・建築物総合環境性能評価システム (CASBEE) による評価に係る業務
  - ・都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定に係る業務
- (4) 複数の棟の設計業務、工事監理業務又は耐震診断業務を委託する場合の業務人・時間数は、原則として、1棟ごとに算定したものを合計するものとする。
- ただし、耐震診断業務を除き、同一平面を繰り返して設計又は工事監理する部分があり、業務が軽減される場合は、**第3章2. 1**に規定する対象外業務率により補正するものとする。
- (5) やむを得ない事情により設計業務、工事監理業務又は耐震診断業務を分割して委託する場合、分割された各業務に係る業務人・時間数は、設計業務、工事監理業務又は耐震診断業務の全体の業務人・時間数をもとに、分割された各業務の内容に応じて算定する。

(6) 複数年度にわたる工事を対象とする設計業務のうち設計意図を正確に伝えるための業務（以下「設計意図伝達業務」という。）及び工事監理業務の各年度の業務人・時間数は、当該工事全体に対するこれらの業務に係る業務人・時間数をもとに、各年度の業務の出来高を勘案して算定する。

### 3. 2 直接人件費単価

直接人件費単価は、業務に従事する技術者の業務能力に応じたものとする。

なお、第2章に示す算定方法は、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士として2年又は同法第2条第3項に規定する二級建築士として7年の業務経験を有する者が業務に従事することを想定した業務人・時間数を算定するものとなっている。この場合の直接人件費単価は、国土交通省が公表する「設計業務委託等技術者単価」における技術者の職種「技師C」の単価を用いることができるものとする。

### 3. 3 床面積の合計

第2章2. 2、4. 2、6. 2又は7. 2における床面積の合計は、設計、工事監理又は耐震診断の対象とする建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第3号に規定する床面積の合計とする。なお、第2章2. 2の算定方法による場合は、計画上の床面積の合計を用いることができるものとする。

### 3. 4 諸経費率

諸経費率は、1. 1を標準とする。ただし、業務人・時間数の算定方法が第2章4. 又は7. による場合の諸経費率は、1. 0を標準とする。

### 3. 5 技術料等経費率

技術料等経費率は、0. 15を標準とする。ただし、業務人・時間数の算定方法が第2章4. 又は7. による場合の技術料等経費率は、0. 2を標準とする。

### 3. 6 特別経費

特別経費には、契約保証料、行政手数料、公共建築設計者情報システム(PUBDIS)への業務カルテ登録料等が含まれる。

## 4. 契約変更の扱い

- (1) 発注者の責めに帰すべき事由により、委託業務の条件若しくは内容に追加又は変更が生じた場合は、所要の業務人・時間数を算定する。
- (2) 計画上の床面積の合計又はその他の条件が変更された場合を除き、設計業務の成果図書に基づく床面積の合計又は成果図書の図面枚数と、当初の設計業務等委託料の積算に用いた床面積の合計又は図面枚数との差による業務人・時間数の変更は行わないことができるものとする。
- (3) 契約変更における設計業務等委託料は、変更対象の業務価格に、原則として当初の契約金額から消費税等相当額を減じた額を当初予定価格のもととなる業務内訳書記載の業務価格で除した比率を乗じ、さらに消費税等相当額を加えて得た額とする。ただし、計画通知手続等に係る行政手数料、PUBDISへの業務カルテ登録料等については、これに乗じないものとする。

## 第2章 業務人・時間数の算定方法

### 1. 共通

業務人・時間数は、次式により算定する。なお、7. に関しては、一般業務を耐震診断一般業務に、追加業務を耐震診断追加業務にそれぞれ読み替える。

$$(\text{業務人・時間数}) = (\text{一般業務に係る業務人・時間数}) + (\text{追加業務に係る業務人・時間数})$$

一般業務に係る業務人・時間数及び追加業務に係る業務人・時間数については、2. から7. に定めるもののうち委託業務の内容等に対応する方法を標準として算定することができる。



## 2. 設計業務に関する算定方法 1 (床面積に基づく算定方法)

### 2. 1 適用

この算定方法は、設計業務共通仕様書を適用し、建築物の新築工事の設計業務を委託する場合に適用する。

### 2. 2 一般業務に係る業務人・時間数の算定

#### (1) 一般業務のすべてを委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数の算定

令和6年国土交通省告示第8号(以下「告示8号」という。)別添二第一号から第十二号に掲げる建築物の類型に応じて(イ)又は(ロ)に掲げる計算式により、別表1-1に掲げる係数を用いて算定する。

(イ) 第一号から第三号、第四号第1類、第四号第2類(床面積の合計が20,000㎡未満又は30,000㎡を超える場合)、第五号、第六号(床面積の合計が20,000㎡未満又は30,000㎡を超える場合)又は第七号から第十二号

$$A = a \times S^b$$

A : 業務人・時間数

S : 床面積の合計 (㎡)

a、b : 別表1-1に掲げる係数

(ロ) 第四号第2類(床面積の合計が20,000㎡以上30,000㎡以下の場合)又は第六号(床面積の合計が20,000㎡以上30,000㎡以下の場合)

$$A = a \times S + b$$

A : 業務人・時間数

S : 床面積の合計 (㎡)

a、b : 別表1-1に掲げる係数

#### (ハ) 適用規模の範囲外となる場合の一般業務に係る業務人・時間数

床面積の合計が、別表1-1における適用規模の範囲外となる建築物の設計等に係る業務人・時間数は、建築物の類型に応じて、別表1-1の係数を用いて、上記(1)の算定式により算定することができるものとする。ただし、この場合において、業務分野ごとに、算定対象の建築物と同一の類型における第1類と第2類それぞれの業務人・時間数を算定し、第1類による場合の算定値が第2類による場合の算定値を上回る場合は、下表に掲げる類の算定値を採用する(第2類が存在しない第六号、第七号及び第十一号を除く。)

(第1類と第2類の算定値が逆転する場合に採用する算定値)

| 建築物の類型                        | 床面積の合計が適用規模の最小値を下回る場合 | 床面積の合計が適用規模の最大値を上回る場合 |
|-------------------------------|-----------------------|-----------------------|
| 第一号、第三号、第四号、第五号、第九号、第十号及び第十二号 | 第1類                   | 第2類                   |
| 第二号                           | 第1類                   | 第1類                   |
| 第八号                           | 第2類                   | 第1類                   |

#### (2) 一般業務の一部を委託しない場合の一般業務に係る業務人・時間数の算定

(イ) 次式により算定する。ここで、「対象外業務率」とは、契約図書等の定めにより、一般業務の業務内容のうち委託業務の範囲外となる業務がある場合に、当該範囲外となる業務が一般業務をす

べて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数に占める割合をいう。

$$\begin{aligned} & (\text{一般業務の一部を委託しない場合の一般業務に係る業務人・時間数}) \\ & = (\text{一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数}) \\ & \quad \times (1 - (\text{対象外業務率})) \end{aligned}$$

(ロ) 対象外業務率の設定に当たり使用する業務細分率は別表2-2によることができるものとする。

(ハ) 対象外業務率の考え方は第3章を参照。

(ニ) 設計意図伝達業務を独立して委託する場合の業務人・時間数の算定については、5. を参照。

### (3) 難易度係数による補正

建築物が下表に掲げる告示8号別添三第3項から第5項の各表左欄に掲げる建築物に該当する場合においては、同表右欄に掲げる係数をそれぞれ、該当する業務分野の業務人・時間数に乗じることにより補正する。ただし、各表において、左欄に複数該当する場合は、該当する全ての難易度係数を業務人・時間数に乗じること。なお、難易度係数の設定に当たっては、「参考-2 難易度係数の考え方」を確認の上、設定する。

難易度係数（告示8号別添三）

#### 1) 第3項の表[総合]

| 建築物                | 設計   |
|--------------------|------|
| 特殊な敷地上の建築物         | —    |
| 木造の建築物（小規模なものを除く。） | 1.08 |

#### 2) 第4項の表[構造]

| 建築物   | 設計   |
|---|------|
| 特殊な形状の建築物又は特殊な敷地上の建築物   | 1.13 |
| 特殊な解析、性能検証等を要する建築物、特殊な構造の建築物（国土交通大臣の認定を要するものを除く。）又は免震建築物（国土交通大臣の認定を要するものを除く。） | 1.22 |
| 木造の建築物（小規模なものを除く。）  | 1.02 |

#### 3) 第5項の表[設備]

| 建築物                   | 設計   |
|-----------------------|------|
| 特殊な形状の建築物又は特殊な敷地上の建築物 | 1.09 |
| 特別な性能を有する設備が設けられる建築物  | 1.21 |

### (4) 複合建築物の算定方法

異なる2以上の用途に供する建築物で、告示8号別添二に掲げる建築物の種類のうち複数に該当する場合においては、各用途の床面積から算定した業務人・時間数を合算し、別表1-4に掲げる係数（以下、「複合化係数」という。）を乗じることにより算定する。

ただし、主たる用途が明らかである場合は、主たる用途の単一用途とみなして業務人・時間数を算定する。

## 2. 3 追加業務に係る業務人・時間数の算定

業務内容の実情に応じて算定する。

なお、(1)又は(2)に掲げる業務を追加業務とする場合は、それぞれ(1)又は(2)により当該業務に係る業務人・時間を算定することができるものとする。

(1) 積算業務

成果図書に基づく積算業務として次に掲げる内容の業務を委託する場合は、次式によりこれに係る業務人・時間数を算定する。

- ① 積算数量算出書の作成
- ② 単価作成資料の作成
- ③ 見積収集
- ④ 見積検討資料の作成

$$(\text{積算業務に係る業務人・時間数}) = (\text{実施設計に係る業務人・時間数}) \times 0.25$$

ここで実施設計に係る業務人・時間数は、一般業務のすべてを委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数に、別表2-2に掲げる実施設計に関する業務細分率の合計を乗じたものとし、2.2(3)に定める難易度係数による補正は行わないものとする。

なお、(1) 積算業務については、①積算数量算出書の作成、②単価作成資料の作成、③見積収集及び④見積検討資料の作成の業務を併せて委託する場合の業務人・時間数を示している。①から④のうち一部の業務を分割して委託する場合は、下表の細分率を参考とすることができるものとする。

(積算業務に係る業務細分率)

| 積算業務項目     | 積算業務に係る業務細分率 |
|------------|--------------|
| 積算数量算出書の作成 | 0.54         |
| 単価作成資料の作成  | 0.15         |
| 見積収集       | 0.17         |
| 見積検討資料の作成  | 0.14         |

(2) 計画通知又は建築確認申請に関する手続業務

計画通知に関する手続業務を追加業務とする場合、構造計算適合性判定及び建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手続きの有無に応じて、次に掲げるいずれかの業務人・時間数を別途計上する。

- ・ 構造計算適合性判定及び建築物エネルギー消費性能適合性判定のいずれも必要な場合  
32人・時間
- ・ 構造計算適合性判定又は建築物エネルギー消費性能適合性判定のいずれかが必要な場合  
24人・時間
- ・ 構造計算適合性判定及び建築物エネルギー消費性能適合性判定のいずれも不要な場合  
16人・時間

### 3. 設計業務に関する算定方法2 (図面目録に基づく算定方法)

#### 3. 1 適用

この算定方法は、設計業務共通仕様書を適用して図面目録を作成し、改修工事の設計業務を委託する場合で、一般業務の内容を基本設計の成果に相当する図面等に基づいて行う実施設計とする場合に適用する。

なお、基本設計に該当する業務を含めて委託する場合は、これに係る業務人・時間数を業務内容の実情に応じて別に計上することにより、この算定方法によることができる。

#### 3. 2 一般業務に係る業務人・時間数の算定

##### (1) 一般業務に係る業務人・時間数の算定

一般業務に係る業務人・時間数は、図面目録に掲げられた図面1枚毎に算定した業務人・時間数の合計とし、次式により算定する。ただし、ここで一般業務は、実施設計のみを対象とし、かつ、「計画通知に係る関係機関との打合せ」及び「各種申請図書の作成」を除いたものとする。なお、改修工事の設計に必要な既存建築物の設計図書を復元するための実測等の調査を実施する必要がある場合は、当該調査に要する業務人・時間数を追加業務に計上する。

$$(\text{一般業務に係る業務人・時間数}) = \Sigma (\text{図面1枚毎の業務人・時間数})$$

##### (2) 一般業務に係る図面1枚毎の業務人・時間数の算定

図面1枚(大きさは、841mm×594mm(A1判)とする。)毎の作成に必要となる業務人・時間数は、建築改修工事分については(イ)、設備改修工事分については(ロ)に掲げる算定式により算定する。算定式中の図面1枚毎の換算図面枚数については、(3)により算定する。

##### (イ) 建築改修工事分の設計に必要となる図面1枚毎の業務人・時間数

$$(\text{業務人・時間数}) = 13.567 \times (\text{図面1枚毎の換算図面枚数})$$

##### (ロ) 設備改修工事分の設計に必要となる図面1枚毎の業務人・時間数

$$(\text{業務人・時間数}) = 10.233 \times (\text{図面1枚毎の換算図面枚数})$$

##### (3) 図面1枚毎の換算図面枚数の算定

(イ) (2)に掲げる式における「図面1枚毎の換算図面枚数」は、図面目録に掲げられた図面1枚毎に、次式により算定する。ただし、平均的な改修工事の設計と比較して難易度に著しく差が生じる場合は、実情に応じて補正することができるものとする。

$$(\text{図面1枚毎の換算図面枚数}) = 1 \times (\text{複雑度}) \\ \times (\text{CADデータの提供等により業務量低減が図られる場合の影響度})$$

(ロ) (イ)に掲げる式における「複雑度」は、別表2-1により設定することができるものとする。

なお、「複雑度」に係る係数は、実施設計図書の作成に必要な検討、各種計算、発注者との協議、書式の有無等を含めた実施設計図書の作成業務に係る業務人・時間数の補正を行うための係数であり、改修工事の設計に係る平均的な一般図の作成に係る複雑さを「標準」とした場合の複雑さの度合いであることを踏まえた上で、別表2-1によりがたい場合は、実情に応じて設定することができるものとする。

(ハ) (イ)に掲げる式における「CADデータの提供等により業務量低減が図られる場合の影響度」は、発注者が既存図面のCADデータ、書式の電子データ等を受注者に提供し、その利用によって設計図書の作成に係る業務人・時間数が低減する場合、その影響度を、0から1の範囲で、実

情に応じて図面1枚毎に設定することができるものとする。  
 なお、標準的な影響度の考え方は、以下によるものとする。

(標準的な影響度の考え方)

| 区分  | 影響度 |
|---|-----|
| ・既存図面のCADデータがなく、既存図面を紙及びPDF形式の電子データ等の提供となる場合（それらをそのまま利用して作図可能な場合を除く。）   | 1.0 |
| ・既存図面をCADデータ（紙、PDF形式の電子データ等をそのまま使用して作図可能な場合を含む。）により提供し、かつ、受注者がそれを利用することにより設計図書の作成に係る業務人・時間数が低減される場合<br>・同一工事において、建築及び設備に係る設計業務を、別々の受注者が行う場合において、建築設計受注者が作成したCADデータを設備設計受注者に提供する場合 | 0.7 |
| ・類似する設計図面等のCADデータを提供し、かつ、受注者がそれらを使用することにより、設計図書の作成に係る業務人・時間数が大幅に低減される場合<br>・特記仕様書の作成  | 0.5 |

### 3. 3 追加業務に係る業務人・時間数の算定

追加業務に係る業務人・時間数は、2. 3に準じ、業務内容の実情に応じて算定する。

なお、成果図書に基づく積算業務として次に掲げる内容の業務を委託する場合は、次式によりこれに係る業務人・時間数を算定する。

- ・積算数量算出書の作成
- ・単価作成資料の作成
- ・見積収集
- ・見積検討資料の作成

(積算業務に係る業務人・時間数)

$$= (\text{実施設計に係る業務人・時間数}) \times 0.21$$

ここで、実施設計に係る業務人・時間数は、3. 2により「CADデータの提供等により業務量低減が図られる場合の影響度」を1.0として算定した一般業務に係る業務人・時間数とする。

## 4. 耐震改修設計に関する算定方法(床面積に基づく算定方法)

### 4. 1 適用

この算定方法は、設計業務共通仕様書を適用し、床面積の合計が別表1-2に掲げる建築物の構造耐力上主要な部分の耐震改修（建築物の耐震改修の促進に関する法律第2条第2項に規定する耐震改修をいう。）に係る設計の基本設計及び実施設計に関する業務を、耐震診断業務を行った建築士事務所等に委託する場合で、業務人・時間数を算定する場合に適用する。

なお、他の建築士事務所等が行った耐震診断の結果を用いて耐震改修設計業務を行う場合は、当該要因に係る追加業務を設定し、これに係る業務人・時間数を計上することによりこの算定方法によることができるものとする。

### 4. 2 一般業務に係る業務人・時間数の算定

別表1-2に掲げる算定式により算定する。ただし、ここで一般業務は、構造に係る基本設計及び実施設計のみを対象とし、かつ、「計画通知申請図書の作成」を除いたものとする。また、上記計算式は、鉄骨造、鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物を算定する場合に用いる。

なお、別表1-2に掲げる適用規模範囲外（ $S < 500 \text{ m}^2$ 、 $S > 7500 \text{ m}^2$ ）の耐震改修設計業務に関する算定については、旧基準、実費加算法または見積もり等を用いて算出するものとし、適用範囲内外によらず、応答解析を必要とする構造など特殊な構造物に係る業務にあつては、この基準によらず、見積もり等実状に応じて算出し、必要に応じて現地調査の業務を算定する。

### 4. 3 追加業務に係る業務人・時間数の算定

3. 3に準じ、業務内容の実情に応じて算定する。

なお、4. 2の方法で算定される業務人・時間数には、基本設計及び実施設計に係る業務人・時間数が含まれるので、3. 3の算定方法により積算業務に係る業務人・時間数を算定する場合は、業務の実情に応じて実施設計のみに係る業務人・時間数を算定のうえ算定する。

## 5. 設計意図伝達業務に関する算定方法

### 5. 1 適用

この算定方法は、設計業務の受注者に、当該設計業務の対象である工事に係る設計意図伝達業務を委託する場合に適用する。

### 5. 2 業務人・時間数の算定

(1) 設計意図伝達業務に係る業務人・時間数は、契約図書等に定められた業務内容に基づき算定する。

(2) (1) によるほか、2. の算定方法を用いる場合は、別表2-2に掲げる基本設計に関する業務細分率及び実施設計に関する業務細分率を用いて対象外業務率を設定し、一般業務に係る業務人・時間数を算定するとともに、業務内容の実情に応じて追加業務に係る業務人・時間数を算定する。

## 6. 工事監理業務に関する算定方法

### 6. 1 適用

この算定方法は、工事監理業務共通仕様書を適用し、工事監理業務を委託する場合に適用する。

### 6. 2 新築工事の工事監理業務の一般業務に係る業務人・時間数の算定

#### (1) 一般業務に係る業務人・時間数の算定

一般業務に係る業務人・時間数は、次式により算定する。

$$\begin{aligned} & \text{(一般業務に係る業務人・時間数)} \\ & = \text{(一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数)} \\ & \quad \times (1 - \text{(対象外業務率)}) \end{aligned}$$

ここで、一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数は、告示8号別添二第一号から第十二号に掲げる建築物の類型に応じて(イ)又は(ロ)に掲げる算定式により、別表1-1に掲げる係数を用いて算定する。

(イ) 第一号から第三号、第四号第1類、第四号第2類(床面積の合計が20,000㎡未満又は30,000㎡を超える場合)、第五号、第六号(床面積の合計が20,000㎡未満又は30,000㎡を超える場合)又は第七号から第十二号

$$A = a \times S^b$$

A : 業務人・時間数

S : 床面積の合計 (㎡)

a、b : 別表1-1に掲げる係数

(ロ) 第四号第2類(床面積の合計が20,000㎡以上30,000㎡以下の場合)又は第六号(床面積の合計が20,000㎡以上30,000㎡以下の場合)

$$A = a \times S + b$$

A : 業務人・時間数

S : 床面積の合計 (㎡)

a、b : 別表1-1に掲げる係数

(ハ) 対象外業務率の考え方は第3章を参照。

#### (ニ) 適用規模の範囲外となる場合の一般業務に係る業務人・時間数

床面積の合計が、別表1-1における適用規模の範囲外となる建築物の設計等に係る業務人・時間数は、建築物の類型に応じて、別表1-1の係数を用いて、上記(1)(イ)の算定式により算定することができるものとする。ただし、この場合において、業務分野ごとに、算定対象の建築物と同一の類型における第1類と第2類それぞれの業務人・時間数を算定し、第1類による場合の算定値が第2類による場合の算定値を上回る場合は、下表に掲げる類の算定値を採用する(第2類が存在しない第六号、第七号及び第十一号を除く。)



(第1類と第2類の算定値が逆転する場合に採用する算定値)

| 建築物の類型                        | 床面積の合計が適用規模の最小値を下回る場合 | 床面積の合計が適用規模の最大値を上回る場合 |
|-------------------------------|-----------------------|-----------------------|
| 第一号、第三号、第四号、第五号、第九号、第十号及び第十二号 | 第1類                   | 第2類                   |
| 第二号                           | 第1類                   | 第1類                   |
| 第八号                           | 第2類                   | 第1類                   |

(2) 難易度係数による補正

建築物が下表に掲げる告示8号別添三第3項から第5項の各表左欄に掲げる建築物に該当する場合においては、同表右欄に掲げる係数をそれぞれ、該当する業務分野の業務人・時間数に乗じることにより補正する。ただし、各表において、左欄に複数該当する場合は、該当する全ての難易度係数を業務人・時間数に乗じることとする。

なお、難易度係数の設定に当たっては、「参考-2 難易度係数の考え方」を確認の上、設定する。

難易度係数（告示8号別添三）

1) 第3項の表[総合]

| 建築物                   | 工事監理等 |
|-----------------------|-------|
| 特殊な形状の建築物又は特殊な敷地上の建築物 | 1.30  |
| 木造の建築物（小規模なものを除く。）    | 1.13  |

2) 第4項の表[構造]

| 建築物   | 工事監理等 |
|---|-------|
| 特殊な形状の建築物又は特殊な敷地上の建築物   | 1.25  |
| 特殊な解析、性能検証等を要する建築物、特殊な構造の建築物（国土交通大臣の認定を要するものを除く。）又は免震建築物（国土交通大臣の認定を要するものを除く。） | 1.23  |
| 木造の建築物（小規模なものを除く。）  | 1.16  |

3) 第5項の表[設備]

| 建築物                   | 工事監理等 |
|-----------------------|-------|
| 特殊な形状の建築物又は特殊な敷地上の建築物 | 1.35  |
| 特別な性能を有する設備が設けられる建築物  | 1.08  |

(3) 複合建築物の算定方法

異なる2以上の用途に供する建築物で、告示8号別添二に掲げる建築物の種類のうち複数に該当する場合においては、各用途の床面積から算定した業務人・時間数を合算し、別表1-4に掲げる係数を乗じることにより算定する。

ただし、主たる用途が明らかである場合は、主たる用途の単一用途とみなして業務人・時間数を算定する。

6. 3 改修工事の工事監理業務の一般業務に係る業務人・時間数の算定

一般業務に係る業務人・時間数は、契約図書等に定められた業務内容に基づき、工期、改修工事の内容（工事種目、工種数等）、規模（対象面積・階数等）、施工条件（入居者の有無、作業時間の制約等）等の条件を勘案して算定する。

#### 6. 4 追加業務に係る業務人・時間数の算定

業務内容の実情に応じて算定する。

なお、新築工事の工事監理業務において、完成図の確認を追加業務とする場合の業務人・時間数は、次式により算定することができるものとする。

$$(\text{業務人・時間数}) = (\text{工事監理業務に係る業務人・時間数}) \times 0.02$$

ここで、工事監理業務に係る業務人・時間数は、一般業務に係る業務人・時間数とし、6. 2 (2) に定める難易度係数による補正は行わないものとする。

## 7. 耐震診断業務に関する算定方法

### 7. 1 適用

この算定方法は、床面積の合計が別表 1-3 に掲げられた建築物の耐震診断一般業務のすべてを委託する場合に適用する。

### 7. 2 耐震診断一般業務に係る業務人・時間数の算定

耐震診断一般業務に係る業務人・時間数は、別表 1-3 に掲げる算定式により算定する。なお、上記算定式は、鉄骨造、鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物を算定する場合に用いる。

別表 1-3 に掲げる適用規模範囲外 ( $S < 500 \text{ m}^2$ 、 $S > 7500 \text{ m}^2$ ) の診断業務に関する算定については、旧基準、実費加算法または見積もり等を参考に算出するものとし、別表 1-3 に掲げる式により得られる値と差が生じないように考慮する。

また、適用範囲内外によらず、応答解析を必要とする構造など特殊な構造物に係る業務にあつては、この基準によらず、見積もり等実状に応じて算出する。

### 7. 3 耐震診断追加業務に係る業務人・時間数の算定

業務内容の実情に応じて算定する。

## 8. 建築解体設計業務委託料及び解体工事監理業務委託料の算定方法

### 8. 1 適用

この章で示す基準は、鳥取県が発注する小規模・中規模程度の建築物（延べ面積が概ね100㎡以上、3,000㎡未満）の解体工事に係る設計及び工事監理業務を外注する場合の委託料算定の標準的な方法について定める。

この場合において、直接人件費、諸経費、技術料等経費及び特別経費には消費税等に相当する額は含まないものとする。

### 8. 2 解体設計業務委託料の構成

第1章第2.1に準ずる

### 8. 3 解体設計業務委託料を構成する費用の内容

第1章第2.2に準ずる

### 8. 4 解体設計業務委託料を構成する費用の算定

#### (1) 直接人件費

直接人件費は、当該委託業務に直接従事する技術者の業務人・日数に、当該技術者の業務能力（技術力、業務処理能力等）に応じた直接人件費単価を乗じたものの総和とし、次式により算定する。

$$(\text{直接人件費}) = (\text{標準業務人} \cdot \text{日数}) \times (\text{直接人件費単価})$$

業務人・日数は、設計業務共通仕様書及び特記仕様書に記載する業務の履行に当たって必要となる技術者の労務の数量をいい、「8. 5 業務人・日数の算定」により算出する。

直接人件費単価は、通常の設計では国土交通省で公表している「設計業務委託等技術者単価」における「技師C」の基準日額とする。

#### (2) 諸経費

諸経費は、次式により算定する。

$$(\text{諸経費}) = (\text{直接人件費}) \times (\text{諸経費率})$$

なお、諸経費率は92%とする。

#### (3) 技術料等経費

技術料等経費は、次式により算定する。

$$(\text{技術料等経費}) = \{(\text{直接人件費}) + (\text{諸経費})\} \times (\text{技術料等経費率})$$

なお、技術料等経費率は、20%を標準とする。

#### (4) 特別経費

特別経費は、以下の項目等について必要に応じて別途算定する。

ア 測量費（平板測量等）

イ 土質試験等

ウ 近隣家屋調査費

エ アスベスト含有分析調査費

#### (5) 消費税等相当額

消費税等相当額は、次式により算定する。

$$(\text{消費税等相当額}) = (\text{業務価格}) \times (\text{消費税等率})$$

## 8. 5 業務人・日数の算定

### (1) 業務人・日数の算定

#### ア 算定式

標準業務人・日数は、打ち合わせ、現地調査、図面作成、数量積算、内訳書作成等の業務及びこれらに付帯する業務に係る業務人・日数であり、次式により算定する。

|   |
|---|
| <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">棟別に算出</div> $\text{標準業務人・日数} = 5 + \{ (5 \times \alpha) + (0.4 + 0.05 \times \alpha) \times \text{難易度} \times \sqrt{\text{延べ面積} \times \text{階数}} \}$ |
|---|

$\alpha$  : 図面の有無による係数

$\alpha$  は、対象とする建築物の設計図書が全く存在しない場合を 1.0 として、下表に掲げる割合  $\beta$  を積み上げた値を 1.0 から減じた値を上限とする。

| 提供可能な図面                                     | 割合 $\beta$ |
|---|------------|
| 意匠図 (各階平面、断面、矩計図等)                          | 0.3        |
| 構造図 (杭伏図、基礎伏図、各階伏図、軸組図等)                    | 0.5        |
| 配置図 (建物配置、外構、その他付属工作物等が判別できる図面)             | 0.05       |
| 仕上げ表 (内部、外部の各仕上げが判別できる図面)                   | 0.05       |
| 電気設備図面 (屋内外の電気設備機器、配管、配線等の位置、規格、数量が判別できる図面) | 0.05       |
| 機械設備図面 (屋内外の空調衛生設備機器、配管等の位置、規格、数量が判別できる図面)  | 0.05       |
| 合計  | 1.00       |

(例. 意匠図と構造図のみ提供が可能な場合  $\alpha = 1 - \beta = 1 - (0.3 + 0.5) = 0.2$ )

#### イ 敷地内に複数の建築物がある場合の取り扱い

(ア) 同一平面、同一形状の複数の建物を同時に解体する工事に係る設計業務にあつては、算定式における延べ面積は 1 棟当たりの値とし、(2) ウに示す難易度を乗じて業務人・日数を算定する。

(イ) 100㎡未満の付属建物は、簡易建物を除き、他の棟の面積に算入するものとし、合算した面積により業務人・日数を算定する。

(ウ) 原則として、100㎡未満のプレハブ造の自転車置場、倉庫等の簡易建物については、業務人・日数の算定において延べ面積に算入せず、付帯業務として見なす。

### (2) 難易度

難易度は次のアからウに掲げる設計条件による各難易度を乗じて得られた値とする。

$$(\text{難易度}) = (\text{構造難易度}) \times (\text{建物形状難易度}) \times (\text{同一建物に係る難易度})$$

#### ア 構造難易度

| 区 分          | 構造難易度 |
|--------------|-------|
| 鉄骨鉄筋コンクリート造  | 1.1   |
| 鉄筋コンクリート造    | 1.0   |
| 鉄骨造          | 0.95  |
| 木造           | 0.9   |
| 簡易建物 (プレハブ等) | 0.9   |

イ 建物形状難易度

| 区分        | 建物形状難易度 |
|-----------|---------|
| 単純（整形）    | 1.0     |
| 複雑（吹抜有り等） | 1.1     |

ウ 同一建物に係る難易度

同一平面、同一形状の建物を複数、同時に解体する工事に係る設計業務にあつては、複数棟を1棟として見なし、2棟目以降について下表の係数を加算して算定する。

| 区分    | 難易度 |
|-------|-----|
| 1棟目   | 1.0 |
| 2棟目以降 | 0.5 |

(例. 同一建物4棟を解体する場合：同一建物に係る難易度＝1.0＋0.5×3＝2.5)

## 9. 解体工事監理業務委託料の算定方法

### 9. 1 解体工事監理業務委託料の構成

第1章第2. 1に準ずる。

### 9. 2 解体工事監理業務委託料を構成する費用の内容

第1章第2. 2に準ずる。

### 9. 3 解体工事監理業務の一般業務に係る業務人・時間数の算定

一般業務に係る業務人・時間数は、契約図書等に定められた業務内容に基づき、工期、解体工事の内容、規模（面積・階数等）、施工条件（作業時間の制約等）等の条件を勘案して算定する。

## 10. 地質調査業務委託料の算定方法

鳥取県が発注する公共建築物の工事に係る地質調査業務を外注する場合において、業務委託料の積算の標準的な方法については、鳥取県県土整備部「業務関係積算基準及び標準歩掛」を適用する。

### 11. 地盤変動影響調査業務委託料の算定方法

鳥取県が発注する公共建築物の工事に係る地盤変動影響調査業務を外注する場合において、業務委託料の積算の標準的な方法については、鳥取県県土整備部「業務関係積算基準及び標準歩掛」を適用する。

## 第3章 対象外業務率の考え方

### 1. 対象外業務率を設定できる条件

#### 1. 1 新築工事における設計業務の対象外業務率

対象外業務率は、一般業務の業務内容のうち委託業務の範囲外となる業務があることについて契約図書等に定めがある場合に限り、2. 1に定めるところにより設定することができるものとする。

#### 1. 2 新築工事における工事監理業務の対象外業務率

対象外業務率は、会計法に基づく監督業務の一部として発注者が行う業務を含め、一般業務の業務内容のうち委託業務の範囲外となる業務があることについて契約図書等に定めがある場合に限り、2. 2に定めるところにより設定することができるものとする。

### 2. 対象外業務率の設定の考え方

#### 2. 1 設計業務の対象外業務率(第2章2. 設計業務に関する算定方法1 (床面積に基づく算定方法)による場合)

契約図書等の定めに基づき、別表2-2に掲げる業務内容の項目毎に委託業務の範囲外となる業務が一般業務をすべて委託する場合の業務人・時間数に占める割合(以下「項目別対象外業務率」という。)を、0を超え1. 0以下の範囲で設定し、それに基づき業務全体の対象外業務率を設定することができるものとする。

なお、標準的な項目別対象外業務率は別表2-4によることができるものとする。

#### 2. 2 工事監理業務の対象外業務率(第2章6. 工事監理業務に関する算定方法による場合)

契約図書等の定めに基づき、別表2-3に掲げる業務内容の項目毎に項目別対象外業務率を、0を超え1. 0以下の範囲で設定し、それに基づき業務全体の対象外業務率を設定することができる。

ただし、工事監理業務共通仕様書を適用する場合に、別表2-3に掲げる業務内容の項目に関して標準的に委託業務の範囲外となる業務内容の項目は(1)、標準的に一部が委託業務範囲外となる業務内容の項目は(2)に掲げるとおりであり、標準的な項目別対象外業務率は別表2-5によることができるものとする。

##### (1) 標準的に委託業務の範囲外となる業務内容の項目

- ・請負代金内訳書の検討及び報告
- ・工事請負契約の目的物の引渡しの立会い
- ・工事期間中の工事費支払い請求の審査
- ・最終支払い請求の審査

##### (2) 標準的に一部が委託業務の対象外となる業務内容の項目

- ・「設計図書の内容の把握」及び「質疑書の検討」のうちの「設計者への確認」及び「工事施工者への通知」
- ・「工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等」のうちの「工事施工者との協議」
- ・「工事と工事請負契約との照合、確認、報告」のうちの「工事施工者に対する是正の指示」
- ・「工事請負契約に定められた指示、検査等」のうちの「指示」、「検査」、「承認」及び「助言」
- ・「関係機関の検査の立ち会い等」のうち建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく検査書類の作成等